

(平成22年1月20日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認三重地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	12 件

## 三重国民年金 事案 794

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 49 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 49 年 5 月まで

国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付は、すべて母親任せだったため、詳しいことは分からないが、昭和 46 年ごろ、母親に 30 万円ほど渡し、そこから私の国民年金保険料を払ってもらおうよう頼んだことを覚えているので、申立期間が申請免除期間とされていることは納得できない。家計は裕福で生活保護を受けたことも無いので、免除申請をすることは考えられない。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録及び申立人が申立期間当時居住していた市の記録によると、申立期間については、国民年金の申請免除期間とされている。しかしながら、申立人は、申立期間当時は申立人の父親が所有していた不動産の賃貸収入及びその母親と経営していた飲食店の収入等があったため、土地を購入する余裕もあったほど経済面では裕福であり、免除申請することは有り得ない旨供述しているところ、法務局に照会した結果、昭和 46 年 3 月に申立人が主張する土地が申立人により購入されていることが確認できることから、申立内容を裏付けるものとなっている上、申立人の妹に聴取した結果においても、申立期間当時の申立人の生活状況等についての説明は、申立人の供述とほぼ一致していることから、申立内容は信憑性<sup>びよう</sup>が高いと考えられる。

また、市の記録によると、申立人は、昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの期間について、国民年金保険料を 44 年 12 月に遡<sup>そきゆう</sup>及納付したとされているが、この時点では、当該期間は時効により過年度納付できない期間である

上、遡<sup>そきゅう</sup>及納付したとされている同年 12 月の時点が特例納付の実施期間では無かったことを踏まえると、行政側の記録管理に不適切な面があったとも考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 12 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月から 55 年 3 月まで

私が 20 歳になった時に、父親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれていた。昭和 53 年 12 月に会社を退職した後も、父親が国民年金の再加入手続を行い、保険料も集金人に納付してくれていたため、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、当時同居していた申立人の両親についても、昭和 36 年 4 月の国民年金制度発足時に国民年金に加入して以降、保険料はすべて納付済みであることから、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が 20 歳に到達した直後の昭和 48 年\*月に払い出されていることから、申立人の父親は申立人の 20 歳到達を契機として申立人の国民年金加入手続を行ったと考えられる上、申立人が申立期間当時居住していた市に照会したところ、申立人が居住していた地区においては、開始時期は明確でないものの、申立期間当時は国民年金保険料の集金人制度が存在していたと思うとしているなど、申立内容に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立期間直後の昭和 55 年度の国民年金保険料は前納されているため、昭和 55 年 4 月に一括納付したのと考えられるが、その時点において、申立期間の保険料は過年度納付等により遡<sup>そきゆう</sup>及して納付することも可能である上、申立人の母親については、申立期間を含む 48 年度以降の保険料は毎年前

納されている（申立人の父親は、申立期間以前において 60 歳到達により保険料の納付義務が無い。）こと等を勘案すると、申立期間の保険料をあえて納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B製作所における資格喪失日は昭和20年9月1日であったと認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万円に訂正することが必要である。

また、申立人のC社における資格喪失日に係る記録は昭和38年9月13日であったと認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間②のうち、36年8月から同年9月までの標準報酬月額を1万4,000円、同年10月から37年9月までの標準報酬月額を2万2,000円、同年10月から38年8月までの標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年5月15日から同年9月1日まで  
② 昭和36年8月26日から39年1月24日まで

申立期間①について、私は、16歳の時入社してから昭和20年5月15日までA社B製作所D工場で航空機の組立てをしていた。20年5月の空襲で工場が破壊されたため、E工場に転勤し、同年8月末まで勤務していた。

申立期間②について、私が32歳の時に勤務していたC社を辞めて、F社に転職した。その後、C社に戻り、同事業所の事業主が亡くなった時までC社で勤務していたので、申立期間②について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和18年4月1日から20年9月1日までA社B製作所D工場及び同社E工場に継続して勤務し、その間、厚生年金保険（当時の名称は労働者年金保険）に加入していたとしているが、オンライン記録では、同年5月15日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していたものとされている。

しかしながら、申立人のA社B製作所D工場及び同社E工場の当時の状況などの説明には具体性があり、文献の内容とも一致していることから判断すると、申立人は申立期間①に同社に継続して勤務していたことを認めることができる。また、同社における当時の総務、給与担当者の厚生年金保険加入に係る供述並びに同社社史の厚生年金保険加入及び保険料負担に係る供述から判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと推認できる。

ところで、A社B製作所の被保険者名簿には申立人に係る被保険者記録は無いが申立人の年金番号に係る被保険者台帳は存在し、申立人は昭和18年4月1日に被保険者資格を取得したことが確認でき、オンライン記録と同じく20年5月15日に被保険者資格を喪失した記録となっている。しかしながら、被保険者名簿については、戦災によりすべて焼失しており、現存する被保険者名簿は21年当時在職していたものを対象に復元されたものであり、同時点で在籍が確認できないものについては、名簿焼失の原因となった20年5月14日の大空襲の翌日付で一律に資格を喪失させたものであり、オンライン記録上の資格喪失日は、事実即したものと認められない。

以上の事実を前提とすると、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなし得ない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるかの特定を行わせるのは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないと言ふべきである。また申立人が申立期間に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を考慮すると、申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は終戦まで勤務していた他の被保険者の資格喪失日が昭和20年9月1日となっていることから、同日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額は厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

申立期間②について、オンライン記録では、申立人のC社に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、昭和36年8月26日と記録されている。

しかしながら、C社の厚生年金保険被保険者原票には、資格喪失日については記載されているものの年月日が判読できないが、昭和36年10月1日、37年10月1日に申立人に係る標準報酬月額の定時改定が行われたことが記載されている上、申立期間当時の事業主の妻であり、同社の経理担当であった申立人の実姉は「申立人は17、18歳の時にC社に入社し、途中でF社に行ったが、また、C社に戻り、夫が死亡した昭和38年9月12日までは同社で

勤務していた。」と供述している。

これらの事情を総合的に整理すると、申立人は、申立期間②のうち、昭和38年9月13日まではC社における厚生年金保険被保険者であったことが認められる。

なお、申立期間②のうち、昭和36年8月から38年8月までの標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に記載された35年10月1日の標準報酬月額から36年8月から同年9月までは1万4,000円、36年10月1日の標準報酬月額から同年10月から37年9月までは2万2,000円、37年10月1日の標準報酬月額から同年10月から38年8月までは2万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和38年9月14日から39年1月24日までについては、C社の厚生年金保険被保険者原票には、37年10月以降に標準報酬月額の定時改定が行われた記載は見当たらない。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてC社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述等を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②当時、C社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立ての事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間②のうち昭和38年9月14日から39年1月24日の期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立期間②のうち昭和38年9月14日から39年1月24日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 794

### 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 35 年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、1 万円とすることが妥当である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から 35 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 7 月 17 日から同年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 35 年 10 月から 36 年 4 月まで  
④ 昭和 38 年 6 月 24 日から同年 9 月まで

昭和 33 年 3 月から 35 年 9 月ごろまでは、A 社 B 支店で運転助手をしていたが、同年 1 月 1 日から同年 7 月 17 日までの期間しか厚生年金保険の加入記録が無い。また、申立期間③については、C 社でトラックの運転手をしていたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。さらに、38 年 4 月から同年 9 月までは、D 社で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録は同年 6 月 24 日に資格喪失しており、このような短期間で退職した記憶は無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A 社 B 支店における同僚の供述により、申立人が同事業所で勤務していたことが推認できる。

また、A 社 B 支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和 35 年 7 月 17 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年 10 月 1 日に定時決定が行われたことが認められる。この記録を前提とすると、申立人が同年 7 月 17 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失する旨

の届出を事業主が行ったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 35 年 10 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、A社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人に係る記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、A社B支店における複数の同僚のうち、申立人と同日に被保険者資格を取得している同僚一人から「私は日雇いとして入社し、半年程は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、ほかの同僚一人からも「私は入社後3年間は臨時雇いで厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから、A社B支店においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてA社B支店と統合した同社E支店に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

申立期間③については、C社における同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は昭和 59 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、閉鎖登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、C社において申立期間③に厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したものの、当時の同社における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

さらに、C社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間③について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間④については、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてD社に照会したところ、「当時の厚生年金保険に関する資料は残っていないため不明であるが、申立人の失業保険被保険者資格喪失確認通知書によると、申立人の当該事業所の離職日は昭和 38 年 6 月 25 日となっている。」との回答があった上、当該離職日は、申立人の厚

生年金保険被保険者資格の喪失日とほぼ一致している。

また、申立人は申立期間④当時の同僚の氏名等を覚えていないため、申立期間④にD社において厚生年金保険被保険者であった同僚に照会したところ、申立人を覚えていると供述する同僚はいるものの、いずれも申立人が勤務していた時期等については記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間①、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和38年11月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月12日から39年5月1日まで

私は昭和35年4月25日にA社D本社に入社し、38年11月に同社C支店に異動した。しかし、社会保険事務所（当時）の記録では、同年11月12日から39年5月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。私は同社を辞めた覚えも無く、継続して勤務をしていたので申立期間について厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の在籍証明書、B社から提出された人事記録及び申立人の雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間にA社C支店で勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同様にA社D本社から同社C支店に異動した同僚8人のうち、7人については厚生年金保険被保険者期間が継続している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA社C店に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和47年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、当該期間のうち、同年9月を5万2,000円、同年10月を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月17日から同年11月16日まで

社会保険事務所（当時）の記録によると、昭和47年9月17日にA事業所の被保険者資格を喪失しているが、私の雇用保険の記録では同年11月15日に資格を喪失している。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間にA事業所で勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時においてA事業所の事務担当者は申立人を除き2人在籍していたところ、これらの同僚2人から、申立人は申立期間も申立人の業務内容等に変更は無かった旨の供述をしている上、これらの同僚2人及び申立期間当時に同事業所を退職した同僚1人の厚生年金保険の加入記録は、これらの同僚3人が記憶している退職時期まで継続していることが確認でき、同事業所においては、従業員の退職日まで厚生年金保険を加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所に係る昭和47年8月及び同年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、当該期間のうち、同年9月を5万2,000円、同年10月を5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 23 日から 37 年 2 月 26 日まで  
社会保険事務所（当時）から申立期間に係る脱退手当金を受給しているとの回答があったが、私は脱退手当金について受給した記憶が無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は昭和 37 年 9 月 24 日に支給されたこととなっているが、申立人はそれ以前において、婚姻等により 33 年 6 月及び 37 年 4 月に 2 回改姓しているところ、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金手帳番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず当初の旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は当初の旧姓で請求されたものと考えられることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の記録の前後に記載されている女性の被保険者 33 人のうち、脱退手当金の支給記録が確認でき、連絡の取れた 2 人から「会社から脱退手当金についての説明は受けていない。」との供述があった上、そのうち 1 人から「自ら社会保険事務所（当時）で請求した。」との供述があったことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 三重厚生年金 事案 798

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和39年10月24日に訂正し、同年10月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月24日から同年11月1日まで

昭和36年9月1日にA社(現在は、C社)に入社し、39年10月にB支店に転勤した。40年12月28日に退職するまでの間、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

C社が発行した申立人の在職証明書及び申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間及びその前後に同社本社と同社支店、又は同社支店間を異動している被保険者10人について、その厚生年金保険の加入状況を調査したところ、このうち7人は被保険者資格が継続していることが確認できる上、残り3人のうち連絡先が判明した1人についても、勤務は継続していたと供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し(A社本社から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 39 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、3 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 2 月までの期間及び 62 年 5 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から 61 年 2 月まで  
: ② 昭和 62 年 5 月から 63 年 3 月まで

結婚を契機として国民年金に加入し、その後、昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間と同年 4 月から 61 年 2 月までの期間の国民年金保険料の納付書が届いたが、すべての保険料を納付する余裕が無かったため、60 年 4 月から 61 年 2 月までの保険料を銀行で一括納付した。

また、昭和 62 年 5 月以降は、夫の口座から夫婦二人分の国民年金保険料を引き落とししていた。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人に聴取しても、国民年金の加入手続を行った時期等についての具体的な記憶は無い。

また、申立人は、申立期間①及びそれ以前の国民年金加入期間（昭和 59 年 7 月から 60 年 3 月までの期間）に係る国民年金保険料の納付書が送付されてきたため、申立期間①のみ保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 63 年 7 月に職権により払い出されており、それ以前に別の手帳記号番号が払い出された形跡も無く、申立人の手帳記号番号が払い出された時点では、61 年 3 月以前の期間は時効により保険料を納付できない期間であることから、通常保険料の納付書が送付されてくるとは考えられない。

さらに、申立人は、申立期間②については申立人の夫の金融機関の口座からの引落としにより二人分の保険料を納付していたと主張しているが、市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿には、昭和 63 年 10 月の保険料か

ら口座振替により納付を開始する旨記載されている上、オンライン記録によると、申立人の同年4月から同年9月までの保険料は、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された同年7月の翌月である同年8月18日に一括納付されており、当該期間における夫婦の納付日は異なっていること、同年10月以降における夫婦の納付日は同一であること等を勘案すると、申立人は、同年7月ごろに国民年金の加入手続を行い、同年10月から口座振替による納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重国民年金 事案 797

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 11 月から 56 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月から 56 年 7 月まで

申立期間は、漁船を下船し、陸での仕事を探している時期であったが、役場から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付するように言われた覚えがある。その後、貨物船に乗ることが決まったため、保険料の納付を母親に依頼したが、乗船後に確認したところ、払ってきたと言っていたので、申立期間の保険料は納付しているはずである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の母親が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、それらを行ったとするその母親も他界しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年 2 月に払い出されているが、申立期間は船員保険に挟まれた期間であり、旧船員保険法第 34 条第 1 項によると、特定の漁船以外の漁船に乗り組んできた船員保険の被保険者は被保険者期間が 11 年 3 か月以上有る場合は老齢年金の受給資格を有するとされていたところ、申立人は、昭和 49 年 3 月の時点において、同項の規定を満たし老齢年金の受給資格を有している。このため、同年 4 月から 61 年 3 月までは国民年金の任意加入対象期間となり(制度改正により、昭和 61 年 4 月以降は被用者年金制度の老齢給付受給資格期間満了者についても国民年金は強制加入となった。)、任意加入対象期間については遡及して国民年金の被保険者資格を取得することはできないことから、申立期間は未加入期間となっている。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳においても、「はじめて被保

険者となった日」として、平成元年2月1日と記載されている上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

加えて、申立人には、申立期間以前にも船員保険に挟まれた期間が多数存在しており、これらの期間の中には、本来、国民年金の強制加入対象期間が含まれているにもかかわらず、申立人が国民年金に加入した形跡は無い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 799

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から 33 年 8 月 1 日まで

A社（現在は、B社）で勤務していた昭和 32 年 3 月 1 日から 33 年 8 月 1 日までの厚生年金保険の標準報酬月額について、当時、女性の仕事としては珍しい仕事をしており、手取りで1万 4,000 円から1万 5,000 円くらいもらっていたので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、同社において申立人と同じ業務に就いていたとする複数の同僚の標準報酬月額を確認したが、いずれも申立人と同額、又はほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない上、当該被保険者名簿における標準報酬月額が遡及<sup>そきゅう</sup>して訂正された痕跡も認められない。

また、当時の同僚は、ほとんどが当時の給与額について記憶していないが、その中の一人は「給与は 6,000 円くらいであったと思う。」旨供述している。

さらに、B社に申立期間当時の申立人の賃金形態等について照会したが、「当時の資料は残っておらず、不明である。」との回答があった上、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 800

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 5 月ごろから 41 年 3 月ごろまで  
私はA社B支店で勤務し、厚生年金保険にも加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A社から提出された申立期間当時の資格得喪ノートの写しから、勤務時期は特定できないものの、申立人が同社B支店に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社から提出された資格得喪ノートの写しには、申立人に係る厚生年金保険及び雇用保険の欄に棒線が引かれていることが確認できる上、A社の社会保険担当者から「申立人以外にも棒線が引かれている者はいるが、その人たちは厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。」との回答があったほか、オンライン記録によると、当該ノートにおいて申立人と同様に厚生年金保険及び雇用保険の欄に棒線が引かれている者についても、同社における厚生年金保険の加入記録は確認できない。

また、申立期間にA社で勤務していた複数の同僚に照会したものの、いずれも申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、A社の厚生年金保険被保険者名簿の整理番号\*番（昭和 40 年 4 月 11 日資格取得）から\*番（昭和 41 年 4 月 2 日資格取得）までを調査したが、申立人の氏名は無く、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 801

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 15 日から同年 7 月 24 日まで  
A社には、前の事業所を退職後すぐに就職した。厚生年金保険被保険者期間に空白期間は無いはずなので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管している労働者名簿により、申立人が申立期間に同社で勤務していたことは確認できる。

しかし、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）に照会したところ、入社時期を記憶している同僚は、いずれも本人が記憶している入社時期の2か月後から10か月後に厚生年金保険に加入していることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除について、A社に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険整理番号\*番（昭和31年5月1日資格取得）から\*番（昭和32年5月27日資格取得。申立人は\*番）まで調査したが、申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 802

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月 16 日から同年 4 月 1 日まで

私はA社（現在は、B社）に昭和 49 年 11 月に入社し、平成 8 年 3 月に退職するまで、同社で継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人に係る雇用保険の記録及びB社から提出された退職者名簿等の記録から、申立人がA社で継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 50 年 1 月 16 日付けでA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 4 月 1 日付けで同社の関連会社であったC社（オンライン記録によると、昭和 54 年 10 月 1 日にA社に名称変更、平成 4 年 4 月 1 日にD社との合併により厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている。）において被保険者資格を取得しているが、同日付けでC社において被保険者資格を取得した 16 人全員（申立人を含む。）に厚生年金保険の未加入期間が見られる上、A社からC社に異動している 10 人は、申立人と同様に同年 1 月 16 日から同年 4 月 1 日まで未加入期間となっている。

また、C社において昭和 50 年 4 月 1 日付けで資格取得した複数の同僚に申立期間当時の状況を照会したところ、同僚の一人から提出された同社から各市区町村長に宛てた昭和 50 年 3 月 1 日付け文書の写しには、「C社は、昭和 50 年 1 月 16 日をもって創業、同社は健康保険・厚生年金保険の強制適用事業所であるが、新規加入にあたって 3 か月の審査期間を要し、その期間は国民健康保険及び国民年金に加入する必要があり、その期間は国民健康保険・

国民年金に加入するよう所轄の社会保険事務所（当時）から要請があり、当方の事情により大変遅延いたしました。上記の資格取得の件よろしくご配慮下さいますようお願い申し上げます。」と記載されており、申立期間当時、同社は厚生年金保険の適用事業所では無かったことがうかがえる上、複数の同僚が、同社から申立期間は厚生年金保険に加入していなかった旨の説明を受けたと供述しているほか、その中の一人は、当初給与から申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたが、その後返金されたと供述している。

このほか、申立期間について、申立人の厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 803

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 28 日から 37 年 5 月 13 日まで  
A社で勤務していた期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、私は脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金請求に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページ及びその前後のページに記載されている申立人以外の女性のうち、脱退手当金の受給資格があり申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 37 年 5 月の前後（35 年 1 月から 40 年 12 月までの期間）に資格を喪失した者 69 人（当該事業所で資格を喪失した後、短期間で他の事業所で資格取得している者を除く。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、64 人について支給記録が確認でき、そのうち 63 人について資格喪失日から 6 か月以内に支給されている上、脱退手当金を受給したとする複数の同僚は「退職時に会社から脱退手当金を退職金と一緒に受給した。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月後の昭和 37 年 8 月 13 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 804

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月 28 日から同年 4 月 1 日まで  
昭和 32 年 11 月 1 日にA事業所に賃金職員として採用されたが、その6か月後に事務補佐員に任用され、地方職員共済組合に加入した。しかし、ねんきん特別便により、33 年 2 月 28 日に厚生年金保険の資格を喪失していることを知った。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所における厚生年金保険等の事務を継承しているB事業所から提出された人事記録等により、申立人が申立期間にA事業所で勤務していたことは確認できる。

しかし、オンライン記録にA事業所における厚生年金保険被保険者として記録されている同僚のうち、連絡が取れた同僚4人（申立人が記憶している同僚を含む。）から、いずれも「当該事業所では、継続して勤務に従事していたが、明確な記憶は無いものの、身分のみをC事業所又はD事業所に変更した期間があると思う。」との回答があった上、これらの同僚については、本人が記憶している勤務期間より同事業所におけるオンライン記録の厚生年金保険被保険者期間は短くなっている。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況についてB事業所に照会したところ、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険（当時は、労働者年金保険。以下同じ。）被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 3 月ごろまで

昭和 16 年 3 月に工業高校を卒業後、同年 4 月から A 社に入社した。17 年 4 月から同事業所の B 部で部品等の設計図を書いていた。同年から厚生年金保険の制度ができ、加入していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 社を退職した際に同僚から贈られたとしている寄せ書きを所持しており、その寄せ書きから、勤務期間を特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立期間当時の労働者年金保険法（昭和 17 年 6 月 1 日施行）では、非事務系の男子労働者のみが労働者年金保険の被保険者になるとされているが、申立人は、申立期間当時、A 社の B 部において部品等の設計図を書いていたとしており、事務系の労働者であったと考えられることから、労働者年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

また、上記の寄せ書きに氏名が記載されている同僚のうち、オンライン記録で A 社における厚生年金保険被保険者の確認ができた同僚二人については、いずれも同事業所の資格取得日は事務系の労働者が対象となった昭和 19 年 10 月 1 日となっている。

さらに、A 社は、昭和 20 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、後継事業所も無いことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 806

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月から 41 年 12 月 1 日まで

私はA事業所に入社後、社長から「厚生年金保険に加入しておいた。」と声をかけてもらったことを覚えており、厚生年金保険に加入していたはずである。同事業所の厚生年金保険の新規適用日は昭和 40 年 8 月ということであったが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所における申立期間当時の事業主の妻の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった年月日は、昭和 40 年 8 月 1 日であり、申立期間のうち同日までの期間については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票について、資格取得日順に健康保険整理番号\*番から\*番までの被保険者の資格取得日を見ても、同年 8 月 1 日以降となっており、申立人の被保険者原票も無い。

また、申立期間同時にA事業所の社会保険の手続を行っていた社会保険労務士から「当事務所が保管している被保険者台帳を確認したが、申立人の氏名は無く、台帳に欠番も無かった。申立人は勤務期間が決まっていた人か又は被保険者に該当しなかった人だと思う。」との回答があった。

さらに、申立人が申立期間同時に一緒に勤務していたとしている同僚 4 人のうち、2人についてはA事業所におけるオンライン記録に該当者は見当たらない上、もう 2人についても既に他界しており、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

加えて、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日以降に資格取得した複数の同僚に照会したものの、申立人のことを記憶しておらず、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

その上、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は申立期間にその夫の被扶養者となっていることが確認できる。

このほか、申立期間について申立人の雇用保険の加入記録は無い上、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 807

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 6 月 1 日から 31 年 11 月 1 日まで  
② 昭和 34 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

申立期間①については、夜間高校に通いながらA事業所に1年以上勤務しており、申立期間②については、夜間高校を卒業後、B社に勤務していた。しかし、いずれの申立期間も厚生年金保険の加入記録が無いので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A事業所における当時の複数の同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できるが、これらの同僚に照会したものの、当時の同事業所における厚生年金保険適用に係る取扱い等についての供述等は得られなかった。

また、A事業所の同僚の供述により判明した申立期間①当時の事業主等も既に他界しており、申立てに係る事実を確認できる供述等を得ることはできなかった。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①について申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

申立期間②について、B社における当時の同僚の供述により、申立人が同社で勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間②にB社の厚生年金保険被保険者であった3人の同僚（申立人が記憶している同僚を含む。）のうち、1人の同僚から「私は3か月の見習期間後に正社員となったが、見習期間は厚生年金保険に加入していない。」との回答があった上、ほかの2人の同僚については、これらの同僚

が記憶している入社日から厚生年金保険被保険者資格取得日までの期間が、それぞれ約3か月、約7か月となっていることから、同社においては、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは言えない状況がうかがえる。

また、B社は昭和52年4月21日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、法人登記簿謄本による調査でも当時の役員等関係者の所在が判明しないため、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間②について申立人の氏名は無く、記載内容に不合理な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 808

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 6 日から 41 年 2 月 11 日まで  
厚生年金の受給手続をするため、社会保険事務所（当時）に訪れた際に担当者から申立期間に係る脱退手当金は支給済みであるとの回答であった。  
しかし、私は脱退手当金を受給した覚えが無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金支給決定何には、申立人が脱退手当金支給に係る事業所を退職した直後の昭和 41 年 2 月 18 日付けの社会保険事務所（当時）の受付印が押印され、その約 3 か月後の同年 5 月 31 日に脱退手当金が支給された旨の記載があり、記載内容に不自然な点はみられない。

また、当該請求書の事業所名及び事業所住所については、印字によるものであるほか、当時脱退手当金を受領した複数の同僚が「脱退手当金の請求手続は会社の担当者が行ったと思う。」旨の供述をしていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 5 月 31 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 三重厚生年金 事案 809

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

中学を卒業後、A事業所に就職し、病院から2年間准看護婦学校に通い、昭和43年4月1日に准看護婦の免許を取得し、47年6月21日に退職するまで継続して勤務していた。社会保険事務所（当時）の記録では、46年3月31日から同年9月1日まで厚生年金保険の未加入期間となっているが、同事業所で継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立期間当時のA事業所で勤務していた複数の同僚の供述から、申立人が同事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和43年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、46年3月31日に資格喪失した後、同年9月1日に再度資格取得している上、申立人の雇用保険の加入記録によると、事業所名は不明であるが、43年4月1日資格取得、46年3月30日離職、同年9月1日に再度資格取得となっており、社会保険事務所（当時）の記録と一致している。

また、A事業所は昭和49年4月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に他界しており、申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 三重厚生年金 810（事案 163 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月から 34 年 2 月ごろまで  
② 昭和 41 年 12 月 20 日から 42 年 6 月 29 日まで

前回、申立期間①を含む昭和 30 年 4 月から 34 年ごろまでの期間（A 事業所）及び②（B 事業所）について申立てを行ったところ、年金記録の訂正はできない旨の通知を受けた。

申立期間①については、A 事業所が合資会社であったこと及び当時の同僚を思い出した。また、申立期間②については、当時、B 事業所は開店したばかりであり、長女が生まれた年でもあるので休むということは無かった。申立期間について、再調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①を含む昭和 30 年 4 月から 34 年までの期間に係る申立てについては、A 事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認できないこと、申立人が記憶していた同事業所の同僚の連絡先等も不明であり、申立ての事実を確認できる供述等を得ることができなかつたこと等を理由として、申立期間②については、雇用保険の加入記録により、申立人が昭和 40 年 12 月 26 日から 42 年 2 月 28 日まで B 事業所で勤務していたことは確認できるが、同事業所は、41 年 12 月 20 日に適用事業所に該当しなくなっており、申立期間に被保険者となっている者も見られなかつたこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 10 月 17 日付けの年金記録の訂正が必要でないとする通知が行われている。

申立人は、申立期間①の A 事業所については、同社が合資会社であったこと及び当時の同僚を新たに思い出したため、申立期間②の B 事業所については、新たな資料等はないが、事実関係を再確認してほしいと主張している。

このため、申立期間①のA事業所について再調査したところ、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人が記憶している同僚の氏名がある上、当該同僚を含む二人の同僚が、勤務時期は覚えていないが、申立人が同事業所で勤務していたと供述していることから、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和35年4月1日であり、申立期間①については、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における被保険者の資格取得日は、上記同僚二人を含めすべて同年4月1日以降となっており、申立人の氏名も無い。

また、申立期間②のB事業所については、当時、同事業所の取締役であった申立人の実弟の供述から、申立人が同事業所で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B事業所は、昭和41年12月20日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、同事業所の被保険者は一人を除き申立人を含め20人が同日付けで資格喪失している。

また、上記申立人の実弟の供述によると、B事業所は、その後C事業所に名称変更を行ったとしているが、オンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和42年4月1日であり、B事業所において被保険者資格を喪失した上記20人のうちの6人を含め16人が同日付けでC事業所において被保険者資格を取得しているが、その中に申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。